<table>
<tr><td>１．商　品　名</td><td colspan="2">自由金利型定期預金（M型）
（愛称 ： スーパー定期・スーパー定期３００）</td></tr>
<tr><td>２．販 売 対 象</td><td colspan="2">個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など</td></tr>
<tr><td>３．期　　間</td><td colspan="2">＜定　型　方　式＞
1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年・7年・10年

＜満期日指定方式＞
1か月超10年未満

定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いができます。
（期間2年の場合は、自動継続は元金継続のみとなります。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">４．預　　入</td><td>スーパー定期</td><td>スーパー定期３００</td></tr>
<tr><td>⑴預 入 方 法</td><td>一括預け入れ</td><td>一括預け入れ</td></tr>
<tr><td>⑵預 入 金 額</td><td>1円以上（300万円未満）</td><td>300万円以上</td></tr>
<tr><td>⑶預入単位</td><td>1円単位</td><td>1円単位</td></tr>
<tr><td>５．払 戻 方 法</td><td colspan="2">満期日以降に一括して払い戻します。</td></tr>
<tr><td>６．利　　息</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑴ 適 用 金 利</td><td colspan="2">お預け入れ時の店頭の金利表示ボードに表示する利率を満期日まで適用します。スーパー定期300で、一部解約後の残高が300万円未満となった場合の利率については、「10.その他参考となる事項」を参照願います。（窓口へお問い合わせください。）</td></tr>
<tr><td>⑵利 払 頻 度</td><td colspan="2">＜単利方式＞
・ 中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）および満期日以後に分割して支払います。
・ なお中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数、および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。

＜半年複利方式（個人のお客さまで、期間3年以上の場合に限ります）＞
・ 満期日以後に一括して支払います。</td></tr>
<tr><td>⑶計 算 方 法</td><td colspan="2">付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
（半年複利方式は6か月毎の複利計算）</td></tr>
<tr><td>⑷税　　金</td><td colspan="2">○個人：20.315%［国税15.315%、地方税5%］の分離課税・マル優
○法人：15.315%［国税15.315%］の法人預金課税・非課税
※国税の税率については、復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年（2013年）1月1日から令和19年（2037年）12月31日までの間は15.315%となります。</td></tr>
</table>

（2026年1月13日現在）

７．手　数　料	な　し
８．付加できる特約事項	・個人の通帳制定期預金口座のものは、総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年 0.50%を上乗せした利率です。
９．中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、すでにお支払いした利息額と、当行所定の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息額との差額を清算させていただきます。 ・中途解約利率については、＜別紙１＞を参照。
10．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・個人のお客さまで期間３年以上（複利型）かつ預入金額 100 万円以上のスーパー定期（または 300 万円以上のスーパー定期 300）は、預入日から１年経過後は、1 万円以上 1 万円単位で元金の一部解約も可能です。 ただし、一部解約後の残高は、100 万円以上に限ります。またスーパー定期 300 の場合、一部解約後の残高が 300 万円未満となった日以降は、預入日時点のスーパー定期の金利を適用します。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109 または 03-5252-3772
12．預金保険制度	本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者１人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。（全額保護の対象ではありません。）

（2026 年 1 月 13 日現在）